



国自安第 97号
国自旅第 127号
国自貨第 47号
平成28年 8月 8日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

「自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督の強化等について」の一部改正について

自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件の改善については、従来より、労働基準監督機関と連携した取組みを進めてきたところである。

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、運転者の労務・健康管理の改善を図るため、更なる連携の強化を図ることとした。

ついては、「自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督の強化等について」（平成21年9月29日付け国自安第83号、国自旅第144号、国自貨第89号）の一部を別添1新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本件については、別添2のとおり厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長に対して通知されているので申し添える。

「自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督の強化等について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">一部改正</p> <p style="text-align: center;"> 国自安第 83号 国自旅第 144号 国自貨第 89号 平成21年9月29日 国自安第 97号 国自旅第 127号 国自貨第 47号 平成28年 8月 8日 </p> <p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p>自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督の強化等について</p> <p>自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件の改善については、これまで「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」（平成18年2月13日付け国自総第506号、国自旅第238号、国自貨第105号）により、その指導を推進してきたところである。</p> <p>今般、自動車運送事業の健全な競争環境の整備を図るため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金が支払われている場合については、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「トラック法」という。）の規定に基づき、行政処分等を実施することとした。</p>	<p style="text-align: center;">国自安第 83号 国自旅第 144号 国自貨第 89号 平成21年9月29日</p> <p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p>自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督の強化等について</p> <p>自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件の改善については、これまで「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」（平成18年2月13日付け国自総第506号、国自旅第238号、国自貨第105号）により、その指導を推進してきたところである。</p> <p>今般、自動車運送事業の健全な競争環境の整備を図るため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金が支払われている場合については、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「トラック法」という。）の規定に基づき、行政処分等を実施することとした。</p>

については、平成21年10月1日以降、事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督については、下記により適切に処理されるとともに、事業用自動車の運転者の労働条件の改善に関し、労働基準監督機関との一層の連携を図り、適正な自動車運送事業の適正な運営が図られるよう取り組まれない。

また、本件については、厚生労働省と協議済みであるので申し添える。

なお、「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」（平成18年2月13日付け国自総第506号、国自旅第238号、国自貨第105号）は、平成21年9月30日をもって廃止する。

記

1. 自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について

(1) 通報対象となる事案

労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」記第3「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」について重大な違反の疑いがあると認められるものについて、労働基準監督機関あて通報することとする。

なお、労働基準監督機関からは、運送法及びトラック法の運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあると認められたものについて、通報がなされることとされている。

(2) (略)

(3) 通報事案の処理

- ① 地方運輸局長においては、都道府県労働局長から通報された事案について、必要に応じて監査を実施し、行政処分等を行った場合には、その結果について、別紙2の様式により関係都道府県労働局長あて回報することとされたい。

② (略)

については、平成21年10月1日以降、事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督については、下記により適切に処理されるとともに、事業用自動車の運転者の労働条件の改善に関し、労働基準監督機関との一層の連携を図り、適正な自動車運送事業の適正な運営が図られるよう取り組まれない。

また、本件については、厚生労働省と協議済みであるので申し添える。

なお、「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」（平成18年2月13日付け国自総第506号、国自旅第238号、国自貨第105号）は、平成21年9月30日をもって廃止する。

記

1. 自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について

(1) 通報対象となる事案

労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」記第3「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」について重大な違反の疑いがあると認められるものについて、労働基準監督機関あて通報することとする。

なお、労働基準監督機関からは、運送法及びトラック法の運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあると認められたものについて、通報がなされることとされている。

(2) 通報の方法

地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、別紙1の様式により、当該事案を管轄する運輸支局長（兵庫陸運部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）を経由して、関係都道府県労働局長あて通報することとされたい。

なお、労働基準監督機関からは、関係都道府県労働局長より、当該事案を管轄する運輸支局長を経由し、地方運輸局長あて通報がある。

(3) 通報事案の処理

- ① 地方運輸局長においては、都道府県労働局長から通報された事案について、必要に応じて巡回監査等を実施し、行政処分等を行った場合には、その結果について、別紙2の様式により関係都道府県労働局長あて回報することとされたい。
- ② 地方運輸局長から関係都道府県労働局長へ通報した事案のうち、所轄労働基

2. 本省への報告について

地方運輸局長は、通報等の実施状況について、別紙3に示す様式により、年度毎に取りまとめの上、翌年度の6月末までに、旅客自動車運送事業については安全政策課及び旅客課、貨物自動車運送事業については安全政策課及び貨物課あて報告することとされたい。

3. (略)

4. (略)

附 則 (平成28年8月8日付け国自安第97号、国自旅第127号、国自貨第47号、一部改正)
改正後の通達は、平成28年8月8日以降に確認された違反行為から実施するものとする。

準監督機関において労働基準法等の規定に基づく処分等が行われたものについては、その結果について関係都道府県労働局長より、当該事案を管轄する運輸支局長を経由し、地方運輸局長あて回報がある。

2. 本省への報告について

地方運輸局長は、通報等の実施状況について、別紙3に示す様式により、四半期毎に取りまとめの上、前期分は12月末までに、後期分は6月末までに、全体については安全政策課、旅客自動車運送事業については旅客課、貨物自動車運送事業については貨物課あて報告することとされたい。

3. 関係都道府県労働局との連携

(1) 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）（「地方運輸局及び運輸支局」を「地方運輸局等」という。以下同じ。）においては、関係都道府県労働局との連携を密にし、本制度の実効を期するため、次の事項について相互に情報を交換し、必要な措置を講ずることとされたい。

- ① 労働基準監督機関が行う監督の実施結果等自動車運送事業に係る監督の一般的情報
- ② 労働基準監督機関が行う監督の過程で労働条件と関連し、運送法及びトラック法上問題があると認められた事項
- ③ 地方運輸局等の自動車運送事業者に対する監査等のうち労働条件に関連のあるものの状況
- ④ その他本制度の実効を高めるための必要な事項

(2) 地方運輸局等は、その所在地の都道府県労働局と協議機関を設置する等により、本制度の円滑な運用が行われるよう連絡調整を図ることとされたい。

4. その他

労使間において紛争中の事業者に関する指導の取扱いについては、労使間の紛争に対する介入とならないよう慎重を期されたい。

自動車運送事業の労働条件改善のための通報

平成 年 月 日
 番 号

関係都道府県労働局長 殿

国土交通省〇〇運輸局長

「自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督の強化等について」（平成21年9月29日付け国自安第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に基づき、下記のとおり通知する。

記

（事業の種別：〇〇自動車運送事業）

違反事業所	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	使用者氏名	
違反事実の概要		
備考	取 扱 運 輸 支 局	

平成 年 月 日
番 号

関係都道府県労働局長 殿

国土交通省〇〇運輸局長

自動車の運転者の労働条件改善のための通報制度に基づく通報事案に関する処分結果の通知について

平成 年 月 日付け第 号により通知のあった者に対し、別添写しのとおり処分したので通知する。

別紙 3

(〇〇運輸局)

自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導強化等の実施状況について（平成 年度）

(〇〇自動車運送事業)

1. 労働基準法違反関係

(関係都道府県労働局からの通報関係)

受理件数	処分件数
性	性

別紙 3

(〇〇運輸局)

自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導強化等の実施状況について（平成 年度）

(〇〇自動車運送事業)

1. 最低賃金法違反関係

(関係都道府県労働局からの通報関係)

	受理件数	処分件数	改善件数
4月～6月	性	性 () 性	性 () 性
7月～9月		性 () 性	性 () 性

<u>上半期計</u>	件	件 ()	件 ()
<u>10月～12月</u>	件	件 ()	件 ()
<u>1月～3月</u>	件	件 ()	件 ()
<u>下半期計</u>	件	件 ()	件 ()
<u>年度合計</u>	件	件 ()	件 ()

(関係都道府県労働局への通報関係)

<u>通報件数</u>	<u>処分件数</u>
件	件

(関係都道府県労働局への通報関係)

	<u>受理件数</u>	<u>処分件数</u>	<u>改善件数</u>
<u>4月～6月</u>	件	件 ()	件 ()
<u>7月～9月</u>	件	件 ()	件 ()
<u>上半期計</u>	件	件 ()	件 ()
<u>10月～12月</u>	件	件 ()	件 ()
<u>1月～3月</u>	件	件 ()	件 ()
<u>下半期計</u>	件	件 ()	件 ()
<u>年度合計</u>	件	件 ()	件 ()

2. 最低賃金法違反関係

(関係都道府県労働局からの通報関係)

<u>受理件数</u>	<u>処分件数</u>
件	件

2. 最低賃金法違反関係以外

(関係都道府県労働局からの通報関係)

	<u>受理件数</u>	<u>処分件数</u>	<u>改善件数</u>
<u>4月～6月</u>	件	件 ()	件 ()
<u>7月～9月</u>	件	件 ()	件 ()
<u>上半期計</u>	件	件 ()	件 ()
<u>10月～12月</u>	件	件 ()	件 ()

1月～3月	件	() 件	() 件
下半期計	件	() 件	() 件
年度合計	件	() 件	() 件

(関係都道府県労働局への通報関係)

通報件数	処分件数
件	件

(関係都道府県労働局への通報関係)

	受理件数	処分件数	改善件数
4月～6月	件	() 件	() 件
7月～9月	件	() 件	() 件
上半期計	件	() 件	() 件
10月～12月	件	() 件	() 件
1月～3月	件	() 件	() 件
下半期計	件	() 件	() 件
年度合計	件	() 件	() 件

3. 労働安全衛生法違反関係

(関係都道府県労働局からの通報関係)

受理件数	処分件数
件	件

(関係都道府県労働局への通報関係)

通報件数	処分件数
件	件

4. 「自動車運転者の労働時間等改善のための基準」違反関係

(関係都道府県労働局からの通報関係)

受理件数	処分件数
------	------

件	件
---	---

(関係都道府県労働局への通報関係)

通報件数	処分件数
件	件

- 注1. 本集計表は、自動車運送事業の種別ごとに作成すること。
- 注2. 処分件数は、照会処理状況を事後的に確認できるよう、通報及び受理件数に対応する内数とする。
- 注3. 件数は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る違反について、それぞれの違反毎に計上する。

- 注1. 本集計表は、自動車運送事業の種別ごとに作成すること。
- 注2. 回答数、改善数及び処分件数は、照会処理状況を事後的に確認できるよう、照会件数に対応する内数とする。
- 注3. 括弧内には、集計時期時点での未回答、未処分、未改善報告の件数を記入すること。
- 注4. 件数は、1事業所についての最低賃金法に係る違反を1件、及びそれ以外の違反を1件とする。
- 注5. 改善数は、処分等を行った件数のうち、フォローアップ監査により改善が確認できた件数とする。

国自安第 83号
国自旅第 144号
国自貨第 89号
平成21年9月29日
国自安第 97号
国自旅第 127号
国自貨第 47号
平成28年8月8日

一部改正

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督の強化等について

自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件の改善については、これまで「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」（平成18年2月13日付け国自総第506号、国自旅第238号、国自貨第105号）により、その指導を推進してきたところである。

今般、自動車運送事業の健全な競争環境の整備を図るため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金が支払われている場合については、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「トラック法」という。）の規定に基づき、行政処分等を実施することとした。

については、平成21年10月1日以降、事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督については、下記により適切に処理されるとともに、事業用自動車の運転者の労働条件の改善に関し、労働基準監督機関との一層の連携を図り、適正な自動車運送事業の適正な運営が図られるよう取り組まれない。

また、本件については、厚生労働省と協議済みであるので申し添える。

なお、「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」（平成18年2月13日付け国自総第506号、国自旅第238号、国自貨第105号）は、平成21年9月30日をもって廃止する。

記

1. 自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について

(1) 通報対象となる事案

労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」記第3「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」について重大な違反の疑いがあると認められるものについて、労働基準監督機関あて通報することとする。

なお、労働基準監督機関からは、運送法及びトラック法の運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあると認められたものについて、通報がなされることとされている。

(2) 通報の方法

地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、別紙1の様式により、当該事案を管轄する運輸支局長（兵庫陸運部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。以下同じ。）を経由して、関係都道府県労働局長あて通報することとされたい。

なお、労働基準監督機関からは、関係都道府県労働局長より、当該事案を管轄する運輸支局長を経由し、地方運輸局長あて通報がある。

(3) 通報事案の処理

- ① 地方運輸局長においては、都道府県労働局長から通報された事案について、必要に応じて監査を実施し、行政処分等を行った場合には、その結果について、別紙2の様式により関係都道府県労働局長あて回報することとされたい。
- ② 地方運輸局長等から関係都道府県労働局長へ通報した事案のうち、所轄労働基準監督機関において労働基準法等の規定に基づく処分等が行われたものについては、その結果について関係都道府県労働局長より、当該事案を管轄する運輸支局長を経由し、地方運輸局長あて回報がある。

2. 本省への報告について

地方運輸局長は、通報等の実施状況について、別紙3に示す様式により、年度毎に取りまとめの上、翌年度の6月末までに、旅客自動車運送事業については安全政策課及び旅客課、貨物自動車運送事業については安全政策課及び貨物課あて報告することとされたい。

3. 関係都道府県労働局との連携

(1) 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）（「地方運輸局及び運輸支局」を「地方運輸局等」という。以下同じ。）においては、関係都道府県労働局との連携を密にし、本制度の実効を期するため、次の事項について相互に情報を交換し、必要な措置を講ずることとされたい。

- ① 労働基準監督機関が行う監督の実施結果等自動車運送事業に係る監督の一般的情報

- ② 労働基準監督機関が行う監督の過程で労働条件と関連し、運送法及びトラック法上問題があると認められた事項
- ③ 地方運輸局等の自動車運送事業者に対する監査等のうち労働条件に関連のあるものの状況
- ④ その他本制度の実効を高めるための必要な事項

(2) 地方運輸局等は、その所在地の都道府県労働局と協議機関を設置する等により、本制度の円滑な運用が行われるよう連絡調整を図ることとされたい。

4. その他

労使間において紛争中の事業者に関する指導の取扱いについては、労使間の紛争に対する介入とならないよう慎重を期されたい。

附 則（平成28年8月8日付け国自安第97号、国自旅第127号、国自貨第47号、一部改正）
改正後の通達は、平成28年8月8日以降に確認された違反行為から実施するものとする。

自動車運送事業の労働条件改善のための通報

平成 年 月 日
番 号

関係都道府県労働局長 殿

国土交通省〇〇運輸局長

「自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督の強化等について」（平成21年9月29日付け国自安第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に基づき、下記のとおり通知する。

記

（事業の種別：〇〇自動車運送事業）

違反事業所	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	使用者氏名	
違反事実の概要		
備考	取 扱 運 輸 支 局	

番 号
平成 年 月 日

関係都道府県労働局長 殿

国土交通省〇〇運輸局長

自動車の運転者の労働条件改善のための通報制度に基づく通報事案に関する処分結果の通知について

平成 年 月 日付け第 号により通知のあった者に対し、別添写しのとおり処分したので通知する。

自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導強化等の実施状況について（平成 年度）

(〇〇自動車運送事業)

1. 労働基準法違反関係

(関係都道府県労働局からの通報関係)

受理件数	処分件数
件	件

(関係都道府県労働局への通報関係)

通報件数	処分件数
件	件

2. 最低賃金法違反関係

(関係都道府県労働局からの通報関係)

受理件数	処分件数
件	件

(関係都道府県労働局への通報関係)

通報件数	処分件数
件	件

3. 労働安全衛生法違反関係

(関係都道府県労働局からの通報関係)

受理件数	処分件数
件	件

(関係都道府県労働局への通報関係)

通報件数	処分件数
件	件

4. 「自動車運転者の労働時間等改善のための基準」違反関係

(関係都道府県労働局からの通報関係)

受理件数	処分件数
件	件

(関係都道府県労働局への通報関係)

通報件数	処分件数
件	件

注1. 本集計表は、自動車運送事業の種別ごとに作成すること。

注2. 処分件数は、照会処理状況を事後的に確認できるよう、通報及び受理件数に対応する内数とする。

注3. 件数は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る違反について、それぞれの違反毎に計上する。